

第 6660 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 4月 12日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二)
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: <https://www.zeirishi-miwa.co.jp>

♠ 納税の猶予制度の特例の適用状況(R2.4～R3.1)

Q 新型コロナに係る納税猶予制度の特例の適用状況が公表されたそうですが、どのような状況になっていましたか？

A : 次のようになっていました。

【解説】

さきごろ、国税庁より「納税の猶予制度の特例」の適用状況(令和2年4～令和3年1月分)」が公表されました。

主な内容は、次のとおりです。

①特例猶予の適用状況

適用件数は299,500件(令和2年4月～12月分は281,348件)で税額は1兆3,862億9,500万円(令和2年4月～12月分は1兆2,731億100万円)でした。

②税目別の特例猶予の適用税額

特例猶予の適用税額1兆3,862億9,500万円の内訳は、消費税がもっとも多く8,123億4,000万円(58.6%)、次いで法人税の4,203億4,900万円(30.3%)、所得税の1,073億300万円(7.7%)、うち源泉所得税が762億3,400万円(5.5%)、申告所得税が310億7,000万円(2.2%)、その他の463億300万円(3.3%)となっています。

③適用件数

適用件数は延べ422,674件で、その内訳は、消費税が最も多く240,258件(56.8%)、次いで所得税の130,925件(31.0%)、うち源泉所得税が72,726件(17.2%)、申告所得税が58,199件(13.8%)、法人税の27,028件(6.4%)、その他の24,463件(5.8%)となっています。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】